【令和７年４月１日～】入院時の食事負担金の変更について

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和 7 年４月１日から入院時の食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、令和７年４月１日より下記のように負担金が変更になるため、ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時の食事療法の標準負担額（患者様負担分）

所得区分		令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日から
70 歳未満	70 歳以上	1 食につき 490 円	1 食につき 510 円
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食につき 230 円	1 食につき 240 円
	低所得Ⅰ	1 食につき 110 円	変更なし

医療法人互生会
アクア リハビリテーション病院
院長　馬場　俊吉